

## 第 1 2 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 6 年 8 月 2 7 日 ( 金 ) 午前 9 時 4 0 分 ~ 午前 1 1 時 1 5 分

場 所 生駒市役所 会議室 4 0 3 ・ 4 0 4

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利雄、小川孝太郎、小西敦子、中尾芳巳、  
西村清、前場トモ子、眞杉紀久代

実施機関職員 児童福祉課長 池田勝彦、同課課長補佐 中田和也、同課児童  
福祉係長 長嶋美穂

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 川崎寿  
彦、同室情報公開係長 堀本慎一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 諮問個第 1 1 号諮問書類一式

議 題

- 1 諮問個第 1 1 号 個人情報の外部提供について
- 2 その他

審議内容

- 1 諮問個第 1 1 号 個人情報の外部提供について

( 奈良県が実施する家庭状況調査のアンケート送付に係る個人情報の提供について )

[ 結論 ]

外部提供については、提供する個人情報の管理、利用形態が適正に行われると認められること、利用目的に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること、他の方法によ

ることが困難であると認められることから、適当なものと認める。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

( 1 ) 事務局概要説明

事務局（文書課情報公開室）から、本諮問についての概要説明があった。

( 2 ) 実施機関説明

所管課である児童福祉課の職員から、本件についての詳細説明があった。

( 3 ) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 1 6 8 名の対象者は、住民票から抽出するのか。

A . 住民基本台帳から抽出する。

Q . 實際上、調査対象世帯に当てはまらない世帯が抽出されることはないのか。また、調査対象として母子、父子、寡婦家庭及びその他一般子育て家庭（信頼率 9 0 % で抽出）となっており、回答の信頼率が 9 0 % であるのは、実態とは違うことがあることを想定しているということか。

A . 信頼率 9 0 % は 1 0 0 回抽出したら 9 0 回は妥当な回答が得られる率ということで、例えば、抽出した記入者の世帯状況が違っていて、母子家庭でなく一般家庭として記入していただいても、また、その逆であっても、調査から除外するというものではない。

Q . 回答の正確性が 9 0 % ということか。

A . そうです。

Q . 寡婦家庭への配布数が 4 名となっているが、1 6 8 名の対象世帯に含まれていないのはなぜか。

A . 寡婦家庭については、奈良県母子福祉連合会で寡婦世帯を無作為に抽出し、該当する家庭に調査票を送付するので、本市の調査対象世帯には

含まれていない。

Q . 住民基本台帳には母子の記入がないから、プログラムを組んで抽出することになるのか。

A . 母子家庭の抽出方法は全部の住民基本台帳から20歳未満の児童がいる世帯を抽出し、次に世帯主が母で父親がいない世帯を抽出する。さらに、そのうちから、児童扶養手当の受給対象者を抽出し、番号を付けた後、アトランダムに抽出する。

Q . 一般子育て家庭とは具体的にどんな世帯か。

A . 20歳未満の児童を扶養している父親と母親がいる家庭である。

Q . 総体的に調査対象者が少なく、一般子育て家庭の抽出がたったの8名であるのはどうしてか。

A . 母子寡婦自立促進計画の策定の主たる対象世帯は母子家庭であることによる。

Q . 母子寡婦自立促進計画の策定で父子家庭を対象にしている理由は。

A . 父子家庭については、参考としてどういう状況か把握するため、調査対象者数が少ないのではと考えている。また、寡婦家庭については、児童が20歳以上になっていて自立されているので、今回の児童扶養手当の減額予定に対する母子家庭等の生活安定のために自立支援策をどのように展開していくのかという母子寡婦自立促進計画の趣旨から、調査対象者数も少なくなっているのではないかと思う。

Q . 母子寡婦自立促進計画の趣旨、内容については理解できたと思うが、個人情報保護についての危惧はないのか。

A . 抽出した168人分の氏名、住所及び郵便番号を宛名シールとして作成したものを県に提供します。県がこの宛名シールを委託業者を通じて調査対象者に発送し、無記名で回収する。配送されなかったものについ

ては、県が回収し、本市に返戻されるので、県や委託業者には個人情報が残ることはない。また、県と委託業者の契約書には個人情報の保護についての規定及び個人情報保護に係る特記事項が明記されることになっている。

Q . 生駒市が外部提供の依頼に応じなかった場合はどのような不都合が生じるのか。

A . 本市の母子家庭の状況等が県に届かないことから母子寡婦自立促進計画に生駒市民の声が反映されないことになるのではと思っている。

Q . 住民基本台帳から以外の抽出方法はないのか。

A . はい。県が独自に調べることはできません。

Q . 奈良市が調査対象に入っていないのはどうしてか。

A . 奈良市は中核都市であるので、市独自に計画を策定しなければならないため、除外されている。

#### ( 4 ) 審議

次のような意見があった。

今回の諮問は、前回に介護保険課から諮問された「介護利用実態調査」と同様の内容のようだ。

県はアンケート調査を実施するための情報を持っていないのであれば、市町村から情報の提供を受けないと法律で規定されている義務を果たせないのではないか。

計画自体が不当でなく、公益性があり、他に情報を取得する手段もなさそうなので、提供することは差し支えない。

前回の諮問と同様、無作為に抽出され、無記名でアンケート調査が行われること、また、県も委託業者と個人情報の保護に関して協定を結ぶとのことであるので、提供することに問題はないと思う。

母子家庭の状況調査を行い、母子家庭に対する適正な施策を推進することには公益性があるので、提供して良い。

国の施策のために県が実施するこのような実態調査のために、市へ情報の提供を求めることは、今後、多くなると思われる。電子計算機のネットワークのようなイメージのわからないものではないし、調査自体をみると、無記名で行われ、提供する形態も物としてなされるので、個人情報の漏洩にそれほどの危険はないように思われる。

#### ( 5 ) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付するので、確認していただきたい。

#### 2 その他

事務局から、7月30日付け総務省からの情報公開条例（要綱等）の制定状況調査の結果について説明があった。